

1 包括外部監査の対象

平成22年度 「保健福祉部及び教育委員会事務局が実施する事業について」

平成23年度 「市のインフラ整備について（東日本大震災後の復旧事業を主として）」

平成24年度 「東日本大震災後における子育て・教育環境の整備事業について」

平成25年度 「市の債権事務の執行について」

平成26年度 「水道事業（簡易水道を含む。）、下水道事業における財務事務の執行及び管理運営について」

2 いわき市長から措置通知があった日

平成28年10月11日

3 措置通知の内容

別紙のとおり

平成22年度 「保健福祉部及び教育委員会事務局が実施する事業について」

監査結果	講じた措置
<p>(47頁) 意見</p> <p>(1) 貸出金及び債権管理について</p> <p>② 児童福祉費負担金（保育料）</p> <p>1) 保育料の滞納世帯に対して子ども手当の支給方法を検討すべきもの</p> <p>保育料の滞納者に対しても、当然に子ども手当の支給が振込みなされることになっているが、現在、市では、市の債権とこの子ども手当を相殺することが認められていないことから、保育料等の滞納がありながら、子ども手当を支給した上で、徴収のための活動を要し、場合によっては徴収できないという結果ともなっている。</p> <p>④ 民生費貸付金元利収入（災害援護貸付金）</p> <p>(53頁) 指摘事項</p> <p>2) 市の負担を考慮すべきもの</p> <p>本来、国の法律として、適正な管理を前提に、債権の回収に伴うリスク負担を国と県が負担する仕組みとなっているにもかかわらず、管理や手続がとられていないことにより、市がリスクを負うこととなっている状況は適切ではない。</p>	<p>子ども手当制度については、平成24年3月に終了していますが、現在は、その後施行された児童手当法（法22条の4）に基づき、担当課とも連携し、児童手当からの保育料の徴収を実施しております。</p> <p>【こども家庭課】</p> <p>東日本大震災に伴う災害援護資金貸付金の償還にあたっては、福島県が作成した「災害援護資金債権管理マニュアル」に基づき対応しているところであります。</p> <p>今後、未償還が発生した場合は、必要な調査等を実施したうえで、支払猶予や償還免除などの措置を講じ、県への償還について猶予・免除の措置を得るなど、市の負担を最小にすべく対応していく予定であります。</p> <p>【保健福祉課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(54頁) 指摘事項</p> <p>3) 債権回収についてのルールを定めるべきこと</p> <p>現在、債権管理について、条件変更についてのルールや督促のルール、また保証人に対する対応などについて、一定のルールが定められておらず、本人からの返済が進まない中で、保証人に対して代位弁済の督促や保証人が死亡した場合の保証人の地位の相続について、対応が統一されていない。</p> <p>適切な管理を実施していく上で、確固たる取り組み方針を定めることが必要である。</p> <p>(3) 委託について</p> <p>① 指定管理者に対する委託</p> <p>(75頁) 意見</p> <p>(i) 外郭団体の見直しを、全庁的な意思決定機関で行うべきもの</p> <p>市では、第5次行政改革において、指定管理者制度の創設など外郭団体を取り巻く環境の変化を踏まえた上で外郭団体のあり方の見直しを行うこととしており、平成19年3月に「外郭団体の見直しに関する指針」の改定をしてはいるが、この外郭団体のあり方については、その職員の処遇も含めて取り組んでいかなければならない問題であり、大局的に具体的に取り組んで行く必要がある。</p>	<p>災害援護資金貸付金の債権管理にあたっては、福島県が作成した「災害援護資金債権管理マニュアル」に基づき対応しているところであります。</p> <p>【保健福祉課】</p> <p>市の外郭団体については、団体の統廃合を含め、そのあり方を検討する当該指針に基づく取組み等により、平成19年3月の指針改定時の25団体が、平成28年4月現在で19団体になるなど、一定の見直しが図られてきたものと認識しております。</p> <p>また、東日本大震災後、各団体を取り巻く状況が大きく変化していることから、今後も継続して毎年度における各団体の経営状況の把握に努めるとともに、各団体の状況に応じた適切な対応に努めて参りたいと考えております。</p> <p>【職員課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(76頁) 意見</p> <p>(iii) 選定において、プレゼンテーションの場を設けるべきもの</p> <p>指定管理者候補者の選定にあたって客観的に最善の候補者を選定していくためには、候補者と選定委員が面前で質疑をかわす機会を設けることは、必要不可欠であると考えられる。</p> <p>選定の過程で、十分な質疑をかわす機会を設けていくべきである。</p> <p>(76頁) 意見</p> <p>(iv) 指定管理者の選定にあたり、施設の現状と課題を明示すべきもの</p> <p>市全体として、施設の運営主体が実施するアンケートの規模や回数、その報告責任の明確化、及び市が施設の管理者に対して行うべきモニタリングの実施要領等を定め、各施設を管理する所管課が、施設の管理及び施設の目的が十分に達成できているかについて、設置者として、指導及び監督していく仕組みを設ける必要がある。</p>	<p>いわき市保健福祉部・こどもみらい部指定管理者候補者選定委員会設置要綱において、「委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明、意見等を求めることができる」としており、必要に応じて候補者との質疑を実施しております。</p> <p>【保健福祉課】</p> <p>「いわき市指定管理者制度に関する基本方針」及び「いわき市指定管理者制度に関する事務処理要領」に基づくモニタリングの一環として、毎年度、施設所管課による施設管理状況の評価を実施し、評価結果を市ホームページにより公表するなど、施設の適正な管理の確保及び施設利用者の満足度の向上を図っているところであります。</p> <p>【職員課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(77頁) 指摘事項</p> <p>(3) 委託について</p> <p>② その他の委託について</p> <p>1) 電算業務委託契約において単価契約の単価に適正を欠くもの</p> <p>市のセキュリティ基準により、個人情報扱う業務を委託する場合、委託業者の選定にあたりプライバシーマーク制度等の認証があり、かつ、ISMS適合性評価制度等の情報セキュリティに関する規格制度に認証を有する事業者を優先することになっている。</p> <p>資格取得業者は市内では2社のみであり、市民の個人情報に関する電算処理業務はこの2社が受託している。</p> <p>実際の契約に当っては、2社を競争させることなく1社と随意契約しており、予定価格を算定するに当たり、項目別に年間発注予定量を算出し、それに、それぞれの予定単価を乗じ、年間発注推定額を算出して単価契約すべきところ、当初から項目別に1件当たり単価を設定して、業者の提出した見積書と照らし合わせ、項目ごとに同一価格となっていることを確認して契約している。</p> <p>このような状況は、市の全ての部署で行われており、当該規模に及ぶ業務について、市全体の業務量から必要な人員と設備等を勘案した上で単価を積算し、契約を行っていく必要がある。</p>	<p>入力作業等を行うパンチ処理については、庁内共通の業務であるが、事業によっては、国の動向等により業務量が著しく変化する場合があるため、市全体の業務量を見積もるのは困難なものと考えます。</p> <p>しかし、庁内で統一した事務処理を行う必要があることから、情報政策課では、市セキュリティポリシーに準拠した委託可能な事業者2社を調査しており、その結果、両社が同じ単価であるため、それぞれ覚書を締結し、標準単価を設定しているところであります。</p> <p>【情報政策課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(79頁) 意見</p> <p>② その他の委託について</p> <p>2) 電算処理業務委託等について、一括発注を検討すべきもの</p> <p>現在、各部署で各々予算付けされ、開発を行っているシステムについて、システムの連携性を高める上でも、さらに情報システムコスト負担を軽減していくため開発されている自治体クラウドへの移行段階でも必要になってくることから、情報政策課などの担当部署に市全体のシステムのあり方についての集約的な権限を付与していくことを検討していく必要がある。</p>	<p>庁内の業務システムについては、それぞれの業務の専門性に鑑み、システムの開発や更新は、必要となるシステムの検討段階から業務担当課で実施しているところであり、</p> <p>そのため、情報政策課においては、システムの開発や更新において必要とされる情報通信に関する知識を補うため、外部の専門家と委託契約を締結し、ICTコーディネータによる見積内容の精査やプロジェクトマネジメントの支援を実施し、業務担当課をサポートしているところであり、</p> <p>また、平成28年2月に策定した「いわき市地域情報化推進計画」においては、全庁のシステムを計画へ位置付けるとともに、実施内容等に変更が生じる事業については、毎年度の計画のローリングの中で、「いわき市地域情報化推進本部」の審議を経て見直しを行うなど、情報システムの最適化に向けて、全庁的に取り組んでいるところであり、</p> <p>【情報政策課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(96 頁) 指摘事項</p> <p>(5) 生活保護について</p> <p>③ 受給資格確認と返還請求について</p> <p>1) 債権の整理を行うべきもの</p> <p>地方自治法に照らし、債権に時効が成立しているものがないかを精査し、また、本人死亡についても、相続人の相続放棄の有無及びその後の催告状況を確認し、債権を整理していく必要がある。</p> <p>また、78条の適用による現年度の返納調定額は減少してきているが、調定後には収入未済になる割合が高いことから、このような返納させる原因を予防するためにも、78条による原因が発覚した場合の市の厳格なる態度を告知し、受給者に対する事前の説明及び事後の対応に係る規定を定め、厳格に対処していく必要がある。</p>	<p>生活保護費返還金及び生活保護費過年度分返納金について、地方自治法第 236 条の規定に基づき、消滅時効が経過している収入未済金については、平成 27 年 3 月 31 日付で不納欠損処分を行ったところであります。</p> <p>また、費用返還については、福島県が平成24年 1 月に策定したマニュアルに準じ、対応しておりますが、現在、いわき市生活保護法の規定による返還金及び徴収金管理要綱（平成29年 4 月 1 日施行予定）を策定していることから、今後の事務処理に当たっては、当該要綱に基づき厳格かつ適正に対応して参ります。</p> <p>【保健福祉課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(106頁) 意見</p> <p>(6) 介護保険特別会計について</p> <p>2) いわき市の介護ビジョンについて、地域の現状をフォローすべきもの</p> <p>現在の第5次いわき市高齢者保健福祉計画の計画期間は、平成21年度から平成23年度となっており、平成23年度には第6次いわき市高齢者保健福祉計画の策定が進められることとなることから、市の介護者及び高齢者の実態を把握し、場合によっては2015年(平成26年)の高齢者介護のあるべき姿のローリングを実施した上で、今後の介護のあり方に取り組んで行く必要がある。</p> <p>(154頁) 指摘事項</p> <p>(3) 請負契約について</p> <p>① 発注規模等についての定めを設けるべきもの</p> <p>中小企業の受注機会の確保と地元業者の育成の観点から、工事の施工性や工種等を考慮した上で、円滑かつ効率的な施工が期待できる工事を分離分割発注しているとしているが、本来、一括発注できる場合の経費に減額調整を行った積算を行うなどの配慮が行われる必要がある。</p> <p>市として、市民の負担を軽減するためには経済的な発注規模で行うことを前提とした上で、分離分割発注する場合の非経済性を排除する仕組みを構築していく必要がある。</p>	<p>第6次市高齢者保健福祉計画の策定にあたっては、介護サービス利用者の実態や高齢者の介護への意向等を調査し、地域の現状を把握したうえで、本計画上の最重点施策を決定し、計画期間の平成24年度から平成26年度の3カ年において、事業の推進に努めたところであります。</p> <p>また、平成27年3月に策定した第7次市高齢者保健福祉計画においては、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けたビジョンとして、「健康寿命の延伸」と「いわき市地域包括ケアシステムの構築」を位置付け、ビジョン実現のために、各種施策に取り組んでいるところであります。</p> <p>【長寿介護課】</p> <p>ご指摘以降、分離分割発注を実施する場合は、工事等の種類や規模、施工性、経済性等を慎重に考慮したうえ、円滑かつ効率的な施工が期待でき、更には非経済性の伴わない場合に限り実施することとしており、結果、その後の分離分割発注の実績はありません。</p> <p>【教育委員会施設整備課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(170頁) 意見</p> <p>(4) 委託について</p> <p>① 指定管理者への委託</p> <p>(iii) 学芸員の配置について</p> <p>いわき市生涯学習プラザには学芸員が4名配置される形になっているが、生涯学習プラザの事業内容から学芸員が4名配置されている必要があるのか検証が必要である。</p> <p>調査業務が減少する中で、財団における人件費の捻出及び職員の処遇の措置にも見られるが、学芸員の人的資源活用について、不効率である。</p> <p>最大限、その能力を発揮できるように職務配置を考慮する必要がある。</p>	<p>いわき市生涯学習プラザにおける学芸員の配置については、事実確認の結果、平成22年度当初において、学芸員1名、社会教育主事3名の計4名を配置しております。以後、年度によって有資格者の配置人数に変動はありますが学芸員数は1名ないし2名程度で推移しており、学芸員が4名配置されていた事実はありません。</p> <p>また、いわき市生涯学習プラザ指定管理業務仕様書において、学芸員の有資格者の配置を求めておらず、学芸員の配置により指定管理料が高額になる事実はありません。</p> <p>【生涯学習課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(172 頁) 意見</p> <p>(4) 委託について</p> <p>② その他の委託について</p> <p>3) 給食配送業務について競争性を確保すべきもの</p> <p>当該業務を遂行していくためには 23 台の車両が必要となり、単年度の競争入札では、入札業者の競争参入に障壁が生じてくるものである。</p> <p>実際に、業務委託にあたっての積算書をみると、当該車両については、耐用年数 6 年で車両負担費が計上されており、6 年ごとの長期継続契約あるいは車両を市が調達し貸与する形態をとれば、新規参入を促すことも可能と考えられる。</p> <p>従前の枠組みにこだわらず、競争性を確保する仕組みを検討していく必要がある。</p> <p>(174 頁) 意見</p> <p>(5) 物品購入について</p> <p>① 給食費の会計に多少の柔軟性をもたらすべきこと</p> <p>給食費について、受益者負担の見地から、それに見合った給食を提供することを第一にすることはしても、予算完全消化を行うことは、現実的には無理であるという立場に立脚し、多少の過不足を許容しながら実務を行うことが、現場と業者の適切な関係を保持し、必要以上の実務対応を要求しないことから有効である。</p>	<p>給食配送業務については、車両購入費用も含めた予定価格の設計に基づき、平成26年度より指名競争入札により委託業者を決定し業務を委託しております。</p> <p>なお、当該業務については複数年契約が望ましいため、現在は市の基準により債務負担行為を設定し、平成26年度から 2 年契約としております。</p> <p>【学校支援課】</p> <p>平成25年度以前は、保護者から負担をいただいた給食費と学校給食の賄材料費とが同額となるよう調整していましたが、平成26年度からは、賄材料費の支出が給食費を上回った場合、一定の金額であれば市の一般財源から不足分を補填することを認めたところであります。</p> <p>【学校支援課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(175頁) 意見</p> <p>② 給食食材の調達方法を検討していくべきもの</p> <p>1) 調達先の多様化を検討していくべきもの</p> <p>平南部及び小名浜学校給食共同調理場の青果物の納入は、各々、平南部学校給食納入協同組合及び有限会社いわき給食納入と契約しており、新規に同業の納入の希望をするものはこれらの団体に加盟しなければならないこととなっており、一つの参入障壁になりかねず、給食共同調理場と個々の契約を検討していくことが必要である。</p> <p>市の地域活性化や中山間地への新規就農などにおいては、その生産物をいかに消費にまわすかが補助金等と同様に有効であり、規格に収まりにくい低農薬の青果物について着目することからも、関連部及び関連団体と連携し、対応していくことが有効である。</p> <p>2) 価格の客観性を確保すべきもの</p> <p>納入されている食材の等級などが不明であり、このことをもって、市の購入価格が高いということを結論付けるものではないが、市場価格と購入価格についての客観性について確保できている状況とは認められない。</p> <p>随時、各給食共同調理場間の価格や市場価格をチェックし、購入価格の適正性を担保するように配慮していく必要がある。</p>	<p>学校給食については、安全かつ安定的な提供を最優先させる必要があり、1 献立につき 5,000 食強調理する施設もあるため、受注業者が食材を必要数納品できなくなる恐れを考慮し、確実な食材の確保と、安定的な給食提供を担保するため、1 社による納入に限らず、組合を通じた食材発注・納入の形式を採用してきたところであります。</p> <p>また、地域活性化や中山間地の問題については、イベント給食等で地元野菜を組合以外の業者へ発注しているほか、関連部局と連携し中山間地の農家を視察し、市全体での使用が可能なものについては使用を検討しているところであります。</p> <p>【学校支援課】</p> <p>食肉については、年 2 回の入札により単価を決定しているところでありますが、市場価格と大きな乖離の無いよう努めているところであります。</p> <p>また、青果品については仕入れ価格を時価によることとしており、納入業者には、市場における仕切り書を納品と併せて提出させる等、適正な購入価格の担保に努めております。</p> <p>【学校支援課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(181頁) 意見</p> <p>(7) その他について</p> <p>② 美術館のあり方について再検討を行うべきもの</p> <p>美術館の施設利用者は、昭和59年4月28日の開館以降の観覧者は企画展示事業で観覧者の多かった平成6年、平成8年、平成9年、平成12年は増加していたが、大局的に見れば、観覧者数は減少の歯止めが利かない状況になっている。</p> <p>美術館とアリオス等、他の施設の所管のあり方について、もっとも有効かつ効果的に施設を活用できるよう見直しを行う時期に来ていると考える。</p>	<p>美術館は、博物館法上、教育施設としての博物館であり、本市の芸術文化の振興に向けた中核的施設であるとの考えに立ち、震災の復旧工事期間中も積極的にアウトリーチ事業などに取り組んだ結果、観覧者数は回復傾向にあります。</p> <p>また、美術館の副館長をアリオス館長として配置するなど、文化施設の連携をより強固なものとするため、人的交流を推進しているところでありますが、引き続き、今年度認定を目指している中心市街地活性化基本計画にも掲げる芸術文化のまちづくりに向け、美術館が果たすべき役割、関係施設との連携等について検討を進めて参りたいと考えております。</p> <p>【文化振興課】</p>

平成23年度 「市のインフラ整備について（東日本大震災後の復旧事業を主として）」

監査結果	講じた措置
<p>I 水道事業（水道局）について</p> <p>(5) 漏水工事全般について (39頁) 意見</p> <p>① 災害時の積算について</p> <p>初動体制費は特別出動費の負担のない工事全てで計上している。</p> <p>また、漏水調査費は宅地内修繕労力費が発生していない工事で計上している。</p> <p>工事の種類ではなく、全ての工事に災害時の特別賦課金の項目を設け費用負担しているが、緊急時の積算方法は、明文化したものはなく、積算の恣意性を排除するためにも、明文化が必要である。</p> <p>(40頁) 意見</p> <p>② 特別出動費のみの工事について</p> <p>漏水修繕報告書によれば、特別出動費のみの工事がある。</p> <p>それらの工事は、工事現場に行ったが、既に漏水が治まっている状態や、漏水の実態のない現場に行ったことに対する費用負担を行っている。</p> <p>当該単価は、通常時期では年末年始期間の特別期間で深夜の単価と同額を使用している。</p> <p>災害復旧を一括委託している業者の手配ミスを市が費用負担しているのは、不適切な支出負担をしているといえる。</p>	<p>「水道管緊急修繕業務委託仕様書」において、積算項目、積算方法を記載しました。</p> <p>今後は、積算内容が仕様書に則っているかを複数人体制で確認するなど適正な事務処理に努めて参ります。</p> <p>【水道局工務課】</p> <p>請負業者との連絡調整の充実を図り、積算及び支出内容の確認体制を強化するなど再発防止に努めて参ります。</p> <p>【水道局工務課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(40頁) 意見</p> <p>③ 工事完了検査の審査体制及び審査資料</p> <p>通常であれば、市の職員が現場検査を行い工事検査結果通知書を発行するが、被害箇所が多いため、現地に行く余裕がなく、書類審査で全ての検査を行っている。</p> <p>市は「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」及び北茨城市と「水道相互応援協定書」により災害時の応援をうける環境は整っている。</p> <p>水道局の応援受入は3月25日になってからであるが、これらの協定書を有効に機能させていれば、効率的な工事管理ができたと推測される。</p> <p>(41頁) 意見</p> <p>④ 請求額が不自然な工事</p> <p>勿災-548は、勿災-517の工事で設置したメーターを撤去している工事である。</p> <p>設置したメーターを翌日に撤去しているのは、必要のないメーターを設置し、その撤去工事が適切な工事とは考えにくい。</p> <p>災害時の混乱した状況とはいえ、ライフラインに関わる緊急工事だからこそ、無駄な作業を省く体制をとるべきであろう。</p>	<p>東日本大震災の経験を踏まえ、「いわき市水道局地震災害対応マニュアル」を改訂し、同マニュアルにおいて「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」及び北茨城市との「水道相互応援協定書」に基づく応援要請、応援部隊の役割・作業内容を明記するなど応急復旧体制を整理したことから、同マニュアルに基づき効率的、効果的な工事管理に努めて参ります。</p> <p>【水道局工務課】</p> <p>1つの乙止水栓で2件分のメーターに分岐されていたため、使用されておらず地震にて漏水していたメーターの2次側でキャップ止めを行い止水しました。</p> <p>その後、現地が津波被災地でありメーター紛失の恐れがあることから、1次側で止水しメーターの撤去を指示し、再度工事を行ったもので、震災により漏水が多発していたための確な発注が出来ず、工事が重複したものです。</p> <p>再発防止のため、現在は確認体制を強化し、計算の修正を確認しております。</p> <p>【水道局南部工事事務所】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(61頁) 意見</p> <p>II 下水道について</p> <p>(4) 応急修繕工事の重複について</p> <p>同一業者へ1回目の工事が完了して数日後、再発注している工事が次のとおりあった。震度6以上の大きな震災を経験したのであれば、当然同等の震度に耐えうる修繕を行うのは道理であろう。</p> <p>4月12日以降も震度4程度の余震が多数発生しているとは言え、修理して3～4日後に2回目の修理が必要というのは、当初の修繕の設計の不備と推測され、本来2回目の工事費は負担しなくともよかった支出と思われる。</p> <p>未曾有の震災による復旧であれば、工事の設計は今後予測される余震の影響は加味すべきであろう。</p> <p>IV 市営住宅について</p> <p>(89頁) 意見</p> <p>(1) 緊急復旧工事について</p> <p>ライフラインに関わる工事の場合、緊急性を理解できるが、「市営住宅外溝等復旧工事」の名のもとで、集会所の畳張替や床下の補強工事が含まれていた。</p> <p>当該集会所は震災後2次避難所として利用されており、その結果発生した損傷の修繕であり、直接住民の生活に支障を来たすものではないため、価格の競争性の観点から競争入札が望まれたと思われる。</p>	<p>当該設備は、施設の稼働に必要不可欠なもので、施設の稼働を最優先とし、緊急に手配できる資材と労力で、応急的な最低限の措置を講じたものです。</p> <p>また、4月11日以降は震度6を超える余震はありませんでしたが、震度4以上の余震が多数発生しており、この2件についても余震により再度被災し再復旧したものであるため、設計の不備により重複したものではありません。</p> <p>当時の状況では止むを得ない対応でありましたが、今後のご意見を踏まえ、適正な修繕工事に努めて参ります。</p> <p>【生活排水対策室下水道事業課】</p> <p>現在は、平成25年6月にいわき市財政部契約課において策定した「随意契約に関する事務執行のための指針（平成28年5月改正）」に基づき、緊急性の判断を慎重に行いながら、入札を実施しております。</p> <p>なお、修繕工事は、平成27年度から指定管理者が同指針を踏まえて実施しております。</p> <p>【住宅営繕課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(90頁) 意見</p> <p>(2) 竣工時期と工事単位について</p> <p>緊急復旧工事の工期が3ヶ月必要になるとは考えられず、一部の団地の工事の着工時期が遅れたと考えるのが自然であるが、3ヶ月以上も着工が遅れる工事に緊急性を要すると判断するには困難である。</p> <p>一業者に複数の団地を対象とした工事を発注した結果が竣工の遅れを招来していることになっており、緊急を要する住民へのサービス提供を最優先する限りにおいては、工事単位の細分化と施工可能業者の拡大化の検討が必要であったと思われる。</p> <p>なお、工事の裏付けとなる写真には、竣工時と同じ夏の日差しの中、夏草の生い茂る写真で、着工日が4月11日となっていた工事もあった。</p> <p>V 商工観光施設について</p> <p>(95頁) 意見</p> <p>① ユースホステルについて</p> <p>平成17年度の包括外部監査において用途廃止が提言されている。ユースホステルは、平成18年度以降も赤字運営が継続し、震災前において、施設のリニューアルの実績・計画もなかった。今回の震災（津波）により、施設の一階部分が相当の被害を受けたため、市は再建を断念し、平成23年度内に解体予定となっている。</p> <p>市の事業見直しの判断は迅速かつ合理的であり適正であると言える。</p>	<p>緊急復旧工事については、市民生活に必要なライフライン等を早急に復旧させるため一斉に着工しましたが、平成23年4月11日は本市において2回目となる震度6弱の地震が発生し、東日本大震災が発生した3月11日と同様の事態となりました。</p> <p>また、福島第一原子力発電所事故の影響により工事業者における人員確保や資材調達に相当な時間がかかったことなどやむを得なかった点もあると考えておりますが、ご指摘の点に十分留意しながら適正な工事の発注・監理に努めております。</p> <p>また、竣工書類のなかに、工事時期に誤解を生じる写真があり、現在は、このような疑義が生じないよう管理・指導を徹底しております。</p> <p>【住宅営繕課】</p> <p>当該施設につきましては、嘱託職員の活用による人件費の軽減等、経営改善に向けた取り組みを予定していたところですが、平成23年3月の東日本大震災により、施設1階部分の床上浸水や窓が全損し、備品が施設内や敷地内に散乱、さらには土砂や枯草、ガレキ等が施設内に流入するなどの被害を受け、復旧には多額の費用を要することや、運営を再開しても赤字経営の見込みであること、また、復旧しても利用者の増が見込めないことなどから、平成25年度末をもって解体処分としたものであります。</p> <p>【観光事業課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(98 頁) 意見</p> <p>② 勿来の関荘について</p> <p>市としては、当該施設において 10 月まで檜葉町の避難者を受け入れていたという事情もあり、市内の宿泊施設の状況を踏まえ、敢えて 1 年間という限定された期間での指定管理で勿来の関荘の運営を継続せざるを得なかったということであるが、利用料金制のもとでの指定管理の引受は公社の財務基盤を確実に弱体化させるものであり、公社が本来執行すべき公益的事業の執行を阻害するものであるとの認識を市はもつべきである。</p> <p>(101 頁) 意見</p> <p>③ 新舞子ハイツについて</p> <p>福島第一原発事故による放射線量に対する不安といった問題を考えると、市による屋内型運動施設の整備は市民にとって望ましいことではあろう。</p> <p>整備方針の問題、費用対効果の問題等、市には大きな問題が残されているが、新舞子ハイツについては、宿泊施設という面以外にも、市民の各種ニーズを総合的に反映した今後の事業推進が期待される場所である。</p>	<p>国民宿舎勿来の関荘については、平成24年度まで一般財団法人いわき市公園緑地観光公社が指定管理者として管理を行ってききましたが、収支の均衡を図ることが困難であるなどの理由から、その後の公募には応じず、平成25年度からは、一般財団法人いわき勤労福祉事業団が指定管理者として、管理運営を行っていたものであります。</p> <p>しかしながら、これまでいわき新舞子ハイツを指定管理者として運営してきたノウハウをもってしても、収支の均衡を図ることはできず、赤字経営を余儀なくされていたことから、地元の関係者等と協議のうえ、やむを得ず、平成27年3月31日をもって、施設を休止したものであります。</p> <p>今後については、地元の関係団体等と協議を行うなど、施設の利活用について検討して参りたいと考えております。</p> <p>【観光事業課】</p> <p>これまでのいわき新舞子ハイツは、宿泊棟を中心に、ヘルスプールやグラウンド、体育館、テニスコートを併設し、広く市民に親しまれていた施設でありましたが、さらなる誘客と本市スポーツ振興のため、平成28年度には、多目的運動場やフットボール場を新たに整備し、施設全体の総称を「新舞子ヴィレッジ」とするなど、個人利用の向上のみならず、各種スポーツイベントの開催等、総合的な利活用の促進により、市民により親しまれる複合施設としての整備を行っているものであります。</p> <p>【観光事業課】</p>

平成24年度 「東日本大震災後における子育て・教育環境の整備事業について」

監査結果	講じた措置
<p>(22頁) 意見</p> <p>2 奨学資金の貸与について</p> <p>(2) 返還猶予制度の周知について</p> <p>市のホームページでの案内や延滞者の状況把握といった手段だけでなく、奨学金利用者全員に当該返還猶予制度を周知し、利用を積極的に促すべきであると思われる。</p> <p>特に、延滞者にとっては返還猶予制度を利用することで、督促による精神的な苦痛から解放させ、返還への意欲を沸かせることも期待できるのではなかろうか。</p> <p>(27頁) 指摘事項</p> <p>3 被災児童生徒への通学支援について</p> <p>(5) 部活動の取扱いについて</p> <p>豊間中学校では、冬休み期間中（H24.1.4～1.6）においてもスクールバスの借上げ実績がある。これは部活動のためのものとの確認がとれた。</p> <p>一方、同じく部活動を行っている久之浜中学校では同期間中の借上げ実績はない。</p> <p>部活動が学校教育の一環であることには間違いなく、支援対象となるべきものである以上、学校間で取扱いが異なるのは平等性に欠けると言わざるを得ない。</p>	<p>震災後の混乱で、返還が困難な奨学金利用者は返還猶予の申請を行える状況になかったものと推察され、また、多くの震災対応業務に従事する中で、利用を積極的に促すことが困難でありました。</p> <p>現在は、奨学生に対して、奨学資金の返還猶予をはじめとした各種手続について説明した文書を送付し、周知に努めているところです。</p> <p>なお、返還猶予制度は、平成23年度及び平成24年度に遡っての申請も可能であり、また、市奨学資金貸与条例には、滞納による遅延損害金の定めもないことから、震災当時、直ちに返還猶予の申請を行わなかったことによる奨学金利用者への不利益は生じないものと考えております。</p> <p>【学校教育課】</p> <p>震災の影響が継続していたため、久之浜中学校においては部活動を実施できる状況になく、長期休業期間中にスクールバスを運行する必要がなかったものです。</p> <p>その後、環境が整って部活動が再開されるに至り、平成26年度からは、久之浜中学校においても、当該期間中に部活動のためのスクールバスを運行しており、学校間で取扱いが異なる事例は生じておりません。</p> <p>【学校教育課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(28頁) 意見</p> <p>4 子どもに対する屋外活動機会の提供について</p> <p>(3) より多くの子どもたちへの機会提供について</p> <p>「ふくしまっ子体験活動応援補助事業」で、いわき地区の平成24年度冬季プランはスパリゾートハワイアンズ体験プランのみである。</p> <p>震災後の多数の子どもたちをとりまく原発問題を抱える環境を考えると、取組内容に謳われているとおり、より多くの子どもたちが屋外活動に参加できるような魅力ある企画を市独自で事業化すべきであると思われる。</p>	<p>県においては名称を「ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業」に変更して事業を実施しており、市としては各学校等に事業の周知を行っております。</p> <p>また、公民館事業としては、「防災サマーキャンプ事業」や「わくわく・しごと塾事業」等の中で屋外活動も取り入れているところであります。</p> <p>【生涯学習課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(60頁) 意見</p> <p>7 被災した小中学校の復旧事業について</p> <p>① 契約に係る積算について</p> <p>通常時の委託業務であれば、測量、設計、調査等の各業務を併せて発注する機会は少なく、複数の業務（測量、設計、調査）を同時に同一業者へ発注することは、災害復旧等の一時的な場合に限定されるものと思われる。</p> <p>こうした状況下では、業務の安全性、確実性は基より迅速性、適時性も求められることとなるが、このような場合に、平常時と同様に、それぞれにおいて打合せ協議費用を積算計上し、打合せ協議を重ねることが現実に即した対応なのかどうかは今後の災害時の対応として改めて検証する必要があるであろう。</p> <p>8 学校給食共同調理場施設の計画的な整備事業について</p> <p>(84頁) 意見</p> <p>① スクールランチの実施について</p> <p>学校給食の代替としてスクールランチを実施するものとして保護者の理解を得るよう呼びかけていたものの、当初より学校給食法で定める「学校給食」には該当しないものとし、家庭からの弁当等との選択制としている。</p> <p>その結果、スクールランチの味や衛生面の問題に対する各学校や各家庭の意識の差等により、なし崩し的に喫食数に大きな差が生じてしまっている状況はやはり問題であったのではなかろうか。</p>	<p>ご意見以降、業務内容の件数や種別及び時期等を勘案し、実情に即した打ち合わせ回数の設定を行っております。</p> <p>今後も災害時に発注する場合を含め、状況下に応じて通信手段を選定するなど、有効な打ち合わせ手法及び回数を設定するとともに、福島県標準積算基準に則した適正な業務発注を実施して参ります。</p> <p>【教育委員会施設整備課】</p> <p>スクールランチの実施については、スクールランチの味、衛生面、安全性等を不安視する保護者もいたことから、これらの保護者へも配慮するため、保護者が選択できるよう措置を講じたものであります。</p> <p>災害時での給食提供に関しては、混乱した状況下で最大限の努力を講じてきたところではありますが、今後、同様の対応が必要になった際には、被害を受けた施設の早期復旧を目指すとともに、稼働している給食共同調理場内で受配校を調整するなどの対応をして参りたいと考えております。</p> <p>さらに、今後、スクールランチをはじめとする給食代替品を提供しなければならない事態が発生した場合においては、市で統一したものを提供できるよう努めて参ります。</p> <p>【学校支援課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>② 契約の見直し項目について (85頁) 指摘事項</p> <p>(i) 平成23年10月から平成24年3月 契約分</p> <p>スクールランチ保温のための保温 カバー購入費用は、給食業者が当然 に負担すべきものと考えられる。</p> <p>高速料金無料化という異質かつ金 額の異なる項目と（保温カバー購入 の）支払いを相殺すべきでないだけ ではなく、両者の差額（504,900 円）を無視することには合理的根拠 はなく、適正な処理とはいえない。</p> <p>(87頁) 指摘事項</p> <p>(ii) 平成24年4月から平成24年12月 契約分</p> <p>人件費として積算されているパー ト作業員は、スクールランチを開始 した当時（平成23年8月）も同じ12 名体制・同単価で設計されている が、平成24年の段階で開始時と比較 して、既に7～8割程度の食数とな っていることを考えると、総人工数 の減少は当然考慮すべきであり、人 工数ないし単価の見直しがなされて いないのは適正ではない。</p>	<p>スクールランチ事業については、東日本 大震災時の臨時的な対応であり、当時の市 教育委員会における総合的な判断の下、緊 急的に対応したもので、スクールランチ業 務委託の当初契約において、保温カバーの 購入及び高速料金の無料化は想定できず、 業務委託契約書第19条の規定に基づき双方 協議を行い、「スクールランチ業務に係る 協議書」を取り交わし、契約額の範囲内で 実施したものであります。</p> <p>既にスクールランチ事業は終了しており ますが、今後、同様の事態が発生した場合 には、指摘内容を踏まえた適正な対応に努 めてまいります。</p> <p>【学校支援課】</p> <p>平成24年度当初の段階では、スクールラ ンチ開始時と比較して7～8割程度の食数 であったものの、新年度には新入生が加入 すること、さらには、アンケート等を参考 にして味付け等の変更も行ったことから、 食数を減じた設計は行わなかったもので あります。</p> <p>また、固定経費であるスクールランチ加 熱業務は、短時間で数千食を加熱する業務 であることから、食数が減とも即座 に人工数を減少させ得るものではないもの と考えますが、今後、同様の事態が発生し た場合には、指摘内容を踏まえた適正な対 応に努めてまいります。</p> <p>【学校支援課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(89頁) 意見</p> <p>③ 平北部及び四倉給調の復旧及び増築工事について</p> <p>平成23年度下半期において、各インフララインの復旧が多忙を極める中、資材調達の困難さ、設計や建築業者の払底等の現象は見られたが、中学生に対しても幼少期は過ぎていると言えその喫食の重要性に鑑みて、スクールランチ導入のみならず、完全給食の実現に向け施設復旧に対してももう少し迅速かつ柔軟な対処が必要であったらと考える。</p> <p>(四倉に関して改修部分を優先して実施していれば、平成24年度2学期より概ね移行できた可能性もあり、四倉給調の増築で対応する1,500食分程度の不足分については、学校間ローテーションによる家庭弁当の持参等で対処する等といった柔軟な発想も持つべきであったらと考える。)</p> <p>(94頁) 意見</p> <p>④ 今後の学校給食共同調理場建設の課題について</p> <p>ウ) 用地取得までの事務手続及び売買契約について</p> <p>勿来給調の移転新築に係る用地取得までは終了したが、ヒアリング時点では施設の基本及び実施設計には到っていない。</p> <p>設計の際には、今後の小中学生のいわき市への転入・転出状況、他の給調の稼働状況と老朽化状況等を見極め、慎重に検討されることが必要である。</p>	<p>災害時での給食提供については、東日本大震災という混乱した状況の下、当時の市教育委員会の総合的な判断に基づき、早期の給食共同調理場復旧に向け、最大限の努力をしてきたところであり、四倉給食共同調理場の改修及び増築工事については、仮に改修工事を優先して行ったとしても、調理と並行して増築工事を行うことは不可能であることから、完全給食の実現がさらに遅れていた可能性もあります。</p> <p>また、給食と弁当のローテーションを組むことになると、給食共同調理場ではローテーションの度に、食缶やコンテナ数の変更等の作業が必要となり、その都度、新たな業務が発生し、給食提供の実務に著しい混乱を招くと想定され、現実的ではないと考えたものです。</p> <p>【学校支援課】</p> <p>勿来給食共同調理場については、震災以前の受配校を基本としながらも、児童・生徒数の減少、及び田人給食共同調理場の老朽化を考慮し、平成28年3月で田人給食共同調理場を廃止とし、田人給食共同調理場の受配校を含めた受配校で提供を開始したものです。</p> <p>また、今後の児童・生徒数の推移や他の給食共同調理場の老朽化、あるいは震災等の不測の事態への対応も想定しながら、一定の幅を持たせた形で調理能力を決定したところでもあります。</p> <p>【学校支援課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(96頁) 意見</p> <p>9 除染の実施について</p> <p>(2) 保育園の園庭の表土除去</p> <p>① 私立と比べて公立の対応の遅れ</p> <p>震災による混乱の中で、前例のない事態に苦慮しながらの対応であるが、平成23年7月に県が創設することとなる補助金の有無に関係なく、独自の判断で表土除去を実施している一部の私立保育所と比較すると、市の対応は迅速性に欠けるといわざるを得ない。</p> <p>(100頁) 意見</p> <p>10 内部被ばく検査について</p> <p>(7) 有効性のある受検機会の提供について</p> <p>市は、早期受検を希望する市民のために、JAEAへの送迎バス付検査機会を提供するなどの対策を講じているものの、平日に限られた受検や遠距離移動を伴うJAEAでの受検では自ずと限界がみえてくる。</p> <p>今後、本格検査完了後には、市は、新たに4歳になった子ども、新しい妊婦、更には大人への拡大をも検討しているところであるが、内部被ばく検査の実効性を高めるためには、民間医療機関との連携強化や、現在は平日に限られている検査日を土日祝日にも拡大するなど、受検対象者の利便性を考慮した諸策の実行が求められる。</p>	<p>原子力災害という前例のない状況にあって、放射線に対する明確な知見もない中、何らかの基準を設けずに表土除去を行うことは困難であったため、県が創設した補助事業上の放射線量を基準として、平成24年10月までに対象となるすべての保育所での表土改善事業を実施したものです。</p> <p>【こどもみらい課】</p> <p>市では県所有の車載式検査機器及び、平成23年11月に市独自で購入した内部被ばく検査機器で検査を実施してまいりました。検査の実施時間も夜間は20時まで検査時間を拡大し、平成25年度からは一部の土曜、日曜日の検査を開始し、平成26年4月中に全年齢対象とした市内全地区の検査を終了しました。</p> <p>また、平成26年4月からは一部の検査を民間検査機関に委託し、土日の検査の充実を図ったところです。</p> <p>更に、児童、生徒の検査の利便を図るため、市内の小中学校における巡回検査も2年に1度行っております（H24、26、28年度実施）。</p> <p>【保健所総務課】</p>

平成25年度 「市の債権事務の執行について」

監査結果	講じた措置
<p>(64頁) 意見</p> <p>1 東日本大震災に伴う市税の不納欠損処理について</p> <p>(1) 震災被災者に対応した滞納処分の執行停止について</p> <p>市では、東日本大震災により固定資産について一定規模以上の損害を受けた者に対し、震災被災者に対応した滞納処分の執行停止基準を設けた上で、震災以前の滞納税分についても執行停止を行っている。</p> <p>市として、震災により多大な損失を受けた市民について、生活再建を優先するための措置としているが、固定資産に対するの損害を理由に、金融資産等に対する調査が不十分なままの滞納処分の執行停止を実施した状況は、公平性の観点から疑問が生じる。</p> <p>(73頁) 意見</p> <p>4 災害援護資金貸付金について</p> <p>(1) 長期の据え置き期間が設けられている災害援護資金貸付金について</p> <p>債権管理の観点から、償還の免除に該当する利用者の調査や貸付金利用者に返済の開始時期や返済予定の周知を定期的に行うことを検討されたい。</p>	<p>滞納者が滞納処分をすることができる財産がないときや、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させる恐れがある場合等に地方税法第15条の7に基づき、滞納処分の執行停止を行っております。</p> <p>東日本大震災につきましては、津波被害、直下型地震による建物の損壊など、未曾有の大災害であり、その居宅等が被害を被った者について、滞納処分の執行停止を行ったもので、このうち、納付困難と思慮される滞納税の一部を即時消滅扱いとし、それ以外については、直ちに納税義務を消滅させるものではなく、滞納処分の執行停止後も催告等を継続して行うとともに、差押すべき財産が発見された場合は、同法第15条の8に基づいてこれを取り消し、差押えを実施するなど、適正な徴収に努めております。</p> <p>【税務課】</p> <p>借受人及び保証人の現況を確認するため、平成28年3月に現況届の提出を依頼しました。</p> <p>今後も、年に1回現況届の提出を依頼していく予定としております。</p> <p>【保健福祉課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(84頁、85頁) 指摘事項</p> <p>8 工場等立地奨励金について</p> <p>(1) 契約文書をかかわすべきもの</p> <p>(2) 債務者の支払い能力について確認すべきもの</p> <p>(3) 債権者として毅然と対応すべきものの</p>	<p>工場等立地奨励金の返還事務については、改めて顧問弁護士にも相談を行い、次のとおり事実関係を整理した上で、対応方針を決定しました。</p> <p>1 代表清算人を清和電器産業株式会社代表取締役個人とすることの適法性について</p> <p>会社法第483条第4項の規定により、解散前の代表取締役が代表清算人となるため、適法であること。</p> <p>2 代表清算人の支払う意思の確認について</p> <p>代表清算人の支払う意思（債務の承認）の確認については、口頭であっても有効であるが、市と相手方の捉え方が異なっている可能性を否定できず、支払う意思を確認できる書類がない中で、債務の承認がなされたとは断定できない状況であること。</p> <p>3 時効の起算日について</p> <p>当該債権の消滅時効は民法第167条の規定に基づき10年間であり、時効の起算日は、平成5年9月13日（最初の返還請求納付書の納期限日）の翌日であること。</p> <p>4 時効の中断について</p> <p>時効については、代表清算人から書面による債務の承認や一度も返還金の納付がされていないことから中断しておらず、既に平成15年9月13日に時効は成立しているが、代表清算人から時効の援用がなされていないため、債権が消滅していない状況であったこと。</p> <p>5 時効の援用について</p> <p>当該内容を代表清算人に説明を行ったところ、既に会社としての財産は無く、無資力であるため、平成28年3月28日付で当該代表清算人から、民法第145条に基づき、時効の援用がなされ、当該債権は消滅するに至ったこと。</p>

監査結果	講じた措置
<p>(89頁) 意見</p> <p>9 母子寡婦福祉資金貸付金について</p> <p>(2) 審査会の実効性について</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付金の貸付に際しては、事前に審査会による審査が実施されており、返済の計画性によっては否決されている事例もあるとの回答を得ている。</p> <p>しかしながら、実態としては、収入未済額は年々増加傾向にあり、また、一度も償還することなく長期にわたり延滞に陥る者も発生している。</p> <p>市財政の健全化及び審査の実効性を確保する観点から、外部の有識者等を審査に加えることを検討すべきである。</p> <p>(91頁) 意見</p> <p>10 下水道事業に係る債権について</p> <p>(1) 下水道受益者負担金の東日本大震災における減免について</p> <p>下水道受益者負担金について、平成23年度賦課において、平成23年以前に下水道受益者負担金の申出をし、5年分割で納付している受益者のうち、震災により半壊以上の資産の損失を受けた者について、受益者負担金を減免している。</p> <p>当該減免に対し、一括納付者は全納報奨金があることを理由に行われておらず、不公平な扱いとなっているとも考えられる。</p>	<p>以上により、平成28年3月31日付で、いわき市財務規則第60条第1項の規定に基づき、不納欠損処分しました。</p> <p>【工業・港湾課】</p> <p>本事業はひとり親家庭といった経済的弱者の方向けの福祉資金であることから、福祉行政に携わっている保健福祉センター職員等での審査が適切であると考え、実施しているところであります。</p> <p>なお、収入未済額の解消に向けては、貸付金の貸付・収納業務を行う母子・父子自立支援員を設置するほか、更に未収金の回収を行っている母子父子寡婦福祉資金貸付事業協力員を設置し、債権回収に努めております。</p> <p>【こども家庭課】</p> <p>被災者に係る経済的負担軽減を図る目的で減免の措置を講じたものでありますが、今回の事例は「東日本大震災」発生時における事務という、極めて非日常的な状況が発生した場合の事務処理であり、仮に今後、同様の状況が発生した場合は、関連業務や他自治体の状況、並びに今回の監査結果等を踏まえたうえ、個別案件ごと、より公平性に留意し事務を執行して参ります。</p> <p>【生活排水対策室経営企画課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(97頁) 意見</p> <p>第4 監査の結果に添えて提出する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全庁的な債権管理部署の検討について <p>いわき市においても、限られた財源と職員のなかで効率性や公平性を確保するという観点から、債権管理の在り方について全庁的な検討を早急に進めるべきである。</p>	<p>平成28年度の組織改正において、自主財源の確保や市民負担の公平性の確保を図るため、市税のほか、市が有する債権の効率的・効果的な徴収体制の整備に向け、財政部内に「債権管理室」を新設したところがあります。</p> <p>【職員課】</p>

平成26年度 「水道事業（簡易水道を含む。）、下水道事業における財務事務の執行及び管理運営について」

監査結果	講じた措置
<p>(147頁) 意見</p> <p>3 人件費、建設費、維持管理費等の費用について（特殊勤務手当の入力について）</p> <p>現行の入力作業は、業務不効率や入力ミスに繋がる可能性がある。</p> <p>月1回1か月分の作業従事日数を入力すること等が考えられるが、システムのみ変更することは不可能であるため、システム更新のタイミングで、改めて対応を検討されたい。</p>	<p>下水道事業課においては、特殊勤務手当の対象となる下水道清掃業務が平成28年度から民間委託化され、当該入力作業がなくなっております。</p> <p>なお、職員課としては、当該特殊勤務手当の実績が今後なければ、条例改正し手当を削除することを検討しております。</p> <p>【職員課】</p> <p>【生活排水対策室下水道事業課】</p>